

気候変動適応策普及啓発事業

業務委託仕様書

山 梨 県

1 事業の名称

気候変動適応策普及啓発事業

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 事業目的

- ・ 地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応策」の2本柱があるが、令和3年度に実施したアンケート結果※では、適応策について7割程度が知らない状況であった。
- ・ また、約半数の人が気候変動の影響に関する情報の提供が充分されていないと回答しており、地域の適応策の理解に関する情報が不足している状況にある。
- ・ このため、山梨県に特化した気候変動の影響分析を行い、その結果から県民が身近に感じられる情報を抜粋し、適応策をわかりやすく伝える普及啓発用印刷物及び動画を制作し、様々な年齢層へ幅広く普及啓発を図ることを目的とする。

※ 気候変動の影響及び適応策についてのアンケート結果（以下単に「アンケート」という。）については、次のとおり。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/tekioucenter/osirase.html>

4 業務内容

事業の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 気候変動リスク分析及び報告書作成並びに普及啓発用印刷物の作製

- ・ 山梨県に特化した気候変動のリスク分析を行い、その結果を県民に対して普及啓発をおこなう。
- ・ リスク分析は、アンケート結果で関心の高いものを中心に実施する（自然災害、健康、農業等）。
- ・ 県内の気候状況が異なる拠点を、少なくとも4か所以上選択し、その拠点における将来の気候変動予測及びそれに伴うリスク分析を行う（拠点は気象庁の気温を観測している地点から選択することを想定。甲府、河口湖、大泉、南部等）。

<予測項目案>

- ① 日平均気温、日最高気温、日最低気温、日合計降水量、熱中症危険日分析
- ② 猛暑日、真夏日、熱帯夜日数
- ③ 時間雨量に着目した将来予測（時間雨量50mm以上（滝のように降る雨）の出現回数等4地点程度を想定）
- ④ 避難判断水位超過相当の日降水量（河川氾濫の恐れがある大雨）出現頻度
- ⑤ 穀物収量予測分析 水稻の収量増減の将来分析

<影響分析期間案>

2030年から2100年

- ・ 分析結果は報告書にまとめ、県ホームページ上に公表して活用するとともに、県民

が気候変動を身近に感じられる情報を分析結果から抜粋し、適応策をわかりやすく伝えるための普及啓発印刷物を制作する。

- ・ 印刷物はリーフレット 10,000 部とし、子ども向けのリーフレットも作成するなど普及啓発として効果的な取り組みも想定している。

(2) 動画による普及啓発

- ・ 普及啓発動画を作成し、県ホームページで公開するほか、山梨県の天気関係のアプリ、ホームページ等に広告を掲載するなど委託期間内で多くの県民が視聴する取り組みを行う。
- ・ 制作する動画は1本とし、動画の長さは普及啓発に効果的な長さとする。なお、山梨県としては5分程度を想定しているが、この限りではない。
- ・ 使用する映像は、原則として、委託業務において撮影したものとする。ただし、やむを得ない理由により撮影が困難である場合や、受託事業者等が所有する既存映像を利用することが効果的と認められる場合は、県の承諾を得て、既存映像を利用することも可能とする。
- ・ 受託事業者は、動画制作に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行う。また、必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。
- ・ 動画は、グローバル化の進展を考慮し、多言語字幕対応とする。山梨県としては、中国語（簡体字）、ポルトガル語（ブラジリアン）、韓国語、ベトナム語、英語の字幕を想定している。また、目標言語を母語とする翻訳者によるネイティブチェックを必ず行うこと。

(3) 成果物

次のものを山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課に令和6年3月29日までに納品する。なお、リスク分析報告書及びリーフレットの電子データは、再編集可能なデータ及びPDFデータも納品する。

ア リスク分析報告書 10部及び電子データ

イ リーフレット 10,000部及び電子データ

ウ 動画データ

①形式

YouTube での再生及び DVD ドライブ付きパソコンでの再生及び複製が可能なデータ形式とする。

②YouTube 掲載用サムネイル

③多言語字幕の文字データ

5 業務実施体制

- ・ 受託者は、委託契約締結後、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員（業務従事者）を適切に配置するとともに、速やかに受託者側の実施体制を明確にすること。
- ・ 受託者は、業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。

6 計画書、報告書の提出

(1) 事業計画書作成

委託契約締結後、速やかに次の内容の事業計画書を作成し、県に提出すること。

ア 事業の実施方針

イ 実施体制

ウ 業務スケジュール

(2) 事業の進捗状況等報告

県は、必要に応じ、事業の実施状況について受託者に報告を求めることができる。

(3) 実績報告書の作成

業務完了後、令和6年3月29日（金）までに書面及び電子データで県に提出すること。

なお、報告内容及びその書式については、県と協議のうえ決定する。

7 成果の帰属

- ・ 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく当該成果を使用し、又は公表してはならない。ただし、成果の性質により県に帰属することが、困難な場合は、山梨県と協議し、決定するものとする。
- ・ 動画は山梨県のHP等に掲載するものとし、当該成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

8 その他

- ・ 県は、受託者に対し、事業に関わるすべての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。受託者は、使用経費の内訳、業務に関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類を、県の求めに応じて随時提出すること。
- ・ 県は、必要に応じ、事業実施状況について乙に対し随時報告を求めることができる
- ・ 本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応する。
- ・ この仕様書の内容を変更することが本事業のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議のうえ、変更することができる。
- ・ 受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と双方協議のうえ、決定する。